

○職業能力開発促進法（昭和44年7月18日 法律第64号）抜粋

（都道府県に置く審議会等）

第九十一条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

○職業能力開発審議会条例（昭和44年10月15日 宮城県条例第29号）

（設置）

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定に基づき、宮城県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で知事が任命する委員をもつて組織する。

- 一 関係労働者を代表する者 三人
- 二 関係事業主を代表する者 三人
- 三 学識経験のある者 五人

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第三条 審議会に、職業訓練等に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員の任期は、二年とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、第二条第一項第三号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附 則 (昭和六〇年条例第一四号)

この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附 則(平成一三年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。